

刈払機取り扱い作業安全衛生教育講習のご案内

千葉県障害者就労事業振興センターでは官公庁や民間企業等より様々な業務についてのお問い合わせをいただいておりますが、その中でも刈払機（草刈機）を使用する除草作業は年々増加しております。

さて、除草作業に多用される刈払機ですが、刈刃への接触による事故や、長時間継続使用による振動障害等の事故を防止するために、刈払業務従事者には特別教育に準じた『刈払機（草刈機）取扱教育』を推進することとされています。

除草作業の受注拡大に繋げるために、振興センターでは優先調達推進法の共同受注窓口事業の一環として『刈払機取扱作業安全衛生教育講習』（以下、講習会）の受講を以下の2会場・各1回限定で受講料を補助いたします。

受講後、講習会参加者には修了証が発行されます。ぜひこの機会に受講していただき、刈払機の適正な使用方法を身に付けていただくようお願いいたします。

締め切り
8/31(月)
各会場
定員20名

I. 受講要項

- 【対象】▶就労継続支援A型・B型事業所のうち、
- ・現在、作業で刈払機を使用している事業所の職員・利用者
 - ・除草作業の取り組みを検討中の事業所の職員・利用者

- 【プログラム】▶学科（座学）教育：5時間
〔刈払機・作業に関する知識、点検・整備に関する知識、振動障害に関する知識、法令等〕
- ▶実技教育：1時間
〔刈払機の取扱い、作業の方法、刈払機の点検・整備の方法等〕

【日時・会場】▶千葉会場（定員20名）	▶東金会場（定員20名）
・開催日/2020年9月29日（火）	・開催日/2020年10月7日（水）
・時間/9：00～16：30	・時間/9：00～16：30
・会場/住友建機教習所千葉教習センター (千葉市稲毛区六方町236-1)	・会場/千葉県木材市場協同組合 (東金市山田800)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期または中止とさせていただく場合があります。

- 【費用】▶振興センター会員事業所：3,000円/人 ▶振興センター非会員事業所：7,000円/人
- ※受講当日、受付の際に請求書をお渡しします。期日までにお振込みください。
- ※講習会申込時に会員申込も受付いたします。事前にお問い合わせください。

II. 申込要項

- 【申込方法】▶『申込書』をご記入のうえ、FAX/043-202-5368へ送信ください。
- ▶申込書をご記入の際には、申込書下部<申込に関してのご注意>を必ずご確認ください。
- 【募集定員】▶各会場20名/各事業所2名まで
- 【締切り】▶2020年8月31日（月）17時まで
- ※定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。

III. その他

- 【詳細】▶申込書受領後、メールにて配信いたします。
- 【昼食】▶ご希望の方は『申込書』にてお弁当をお申し込みください。（600円(税込)）
- 【お問い合わせ】▶千葉県障害者就労事業振興センター（千葉市中央区亥鼻2-9-3） 担当/遠藤
- ▶TEL：043-202-5367 ▶FAX：043-202-5368